

パソコン等作業者の健康管理

- VDT作業を快適に行なうために -

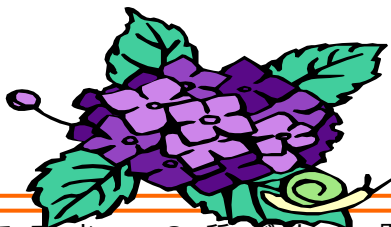
職場でのIT化は既に広く普及していますが、その進展に伴い、VDT(Visual Display Terminals)作業に従事する労働者も増え、健康管理が大切な問題となっています。

厚労省は「VDT作業における労働衛生のためのガイドライン」を策定しています。これによると事業者が講ずべき作業環境、機器等の維持管理、健康管理等の対象項目が定められています。視力検査等の検診実施、連続作業時間は一時間を超えないようにして、休憩時間を10～15分とるように指導しています。

厚労省の調査でもパソコン等作業を長時間行う者は、目の疲れや痛み、肩こり等が多いそうです。特に目は開いたまま画面を注視するので、目の乾燥を招きやすくドライアイの原因になっています。職場では空調に気を配り送風や湿度の調整を行いましょう。また、休憩時間が怠けている等と思われるような工夫も必要でしょう。

各人でできることは作業中はまばたきをする、休憩時には目薬をさす、目の周りを保温する、目の体操をする等も有効です。肩こりにはストレッチが良いでしょう。作業時の姿勢も大事です。目と画面の間は40cm以上離し、目線はやや下向きに、肘の角度は90度以上に保ち、深く腰掛けることが大切です。

職場でも作業者の心身の負担を軽減し、支障なく行えるようするとともに、作業者も上手に休憩を取り、疲労をためないことが大事ですね。



止められないのです。おそらく不法駐輪をする人の大多数は、日常生活において常識人でしょう。問題は時間に追われたりすると、ついモラルを無視してしまうことです。先人が「窮して、その為さざる所を見る」と言ったのはこのことを言うのです。学校教育や社員教育においても、モラルレベルのアップが最優先課題なのです。

通勤災害保護制度改正

- 複数就業者など対象範囲の拡大 -

今年4月1日に改正労災保険法が施行されました。改正の柱は、通勤災害の対象として、複数就業者の事業所間の移動 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動 を新たに保護の対象としたことです。

これまでは、労災保険法の保護の対象となる「通勤」とは「就業に関する『住居と就業の場所』との間の移動」と定義されていました。そのため、例えば従業員が勤務終了後にアルバイト先への移動中については「会社と会社との間の移動」、単身赴任者の場合は「住居と住居との間の移動」であるため、どちらも通勤災害の対象とはなっていませんでした。

複数就業者の事業所間の移動の通勤災害

従業員が就業後アルバイト先へ向かう途中の災害も、今回の改正により通勤災害の対象とされることになりました。2つの事業所間の災害であるため、どちらの保険関係で処理するのかが問題となりますが、この場合は「本来自宅に帰るべきところ、次の就業先での就業のため移動する」わけですので、労災保険は次の事業所であるアルバイト先で適用となります。休業給付などもアルバイト先の賃金額で計算されます。

単身赴任者の住居間の移動の通勤災害

これまでも単身赴任者が休日前に事業所から直接家族の住む自宅に戻る場合や、また休日後自宅から直接会社へ出勤する場合は通勤災害の保護の対象となっていました。今回の改正で、赴任先の住居と自宅との間の移動で業務との関連性があるものは通勤災害の対象となりました。なお、適用となるには厚生労働省で定めた一定のやむを得ない事情により別居していること、勤務日前後の移動であること等の要件が必要とされています。

《 注意 》

駅を利用するとき、自転車に迷惑した経験を持つ人は多いでしょう。衝突しそうになったり、不法駐輪で通路を通過できなくなったりするのは、大抵の駅周辺の道両脇には、数台の自転車や放置されています。自転車を放置している人は、「いけないと思うが、駅に駐輪場がないのが悪い」「皆が置くから自分も置いてよい」等、まさにわかっているが止められないのです。